

福島地方環境事務所

工事の総合評価落札方式運用ガイドライン

令和5年12月

環 境 省

福島地方環境事務所

## 目 次

1. 総合評価落札方式の実施手順	1
1. 1 総合評価のタイプと加算点の設定	1
1. 1. 1 総合評価のタイプ及び運用について	1
1. 1. 2 施工体制確認型の適用	1
1. 1. 3 タイプ別の最大加算点	1
1. 2 総合評価落札方式の全体フロー	2
1. 3 競争参加資格要件（入札参加要件）	3
1. 3. 1 競争参加資格の設定及び確認	4
1. 3. 2 競争参加資格設定の考え方	4
1. 4 施工計画に関する事項	7
1. 4. 1 施工計画	7
1. 4. 2 施工計画の適否	7
1. 5 技術提案に関する事項	8
1. 5. 1 工事毎の指定テーマ設定	8
1. 5. 2 指定テーマに対する提案項目数の設定	8
1. 5. 3 技術提案の評価方法	8
1. 5. 4 技術提案に関する留意事項	9
1. 6 総合評価における評価項目、加算点及び評価基準の設定	10
1. 6. 1 評価項目及び加算点	10
1. 6. 2 評価項目・配点及び評価基準のポイント	12
2. 落札者の決定	24
2. 1 総合評価落札方式の概要	24
2. 2 施工体制確認型を適用した場合	25
2. 2. 1 落札者決定フロー	25
2. 2. 2 落札者の決定方法	26
2. 2. 3 施工体制評価点	26
2. 2. 4 施工体制を踏まえた加算点の補正	29
2. 3 落札予定者が調査基準価格未満の場合における対応	31
2. 3. 1 低入価格調査	31
2. 3. 2 重点調査資料の提出	31
2. 3. 3 ヒアリングの実施	31
2. 3. 4 無効等の適用	31
3. 技術提案書の採否の通知	32
3. 1 技術提案の採否の通知	32
3. 2 技術提案の採否の詳細な通知に対する問い合わせ	32
4. 総合評価落札方式の評価結果に係る公表	33
5. 技術提案の実施（履行）確認	33
6. ペナルティの設定	34
6. 1 技術提案に関するペナルティ	34
6. 2 現場施工条件が変更になった場合の技術提案の確認等	34

## 1. 総合評価落札方式の実施手順

### 1. 1 総合評価のタイプと加算点の設定

#### 1. 1. 1 総合評価のタイプ及び運用について

総合評価のタイプは、施工能力評価型、技術提案評価型の2タイプがある。また、総合評価のタイプの運用は、契約金額（概算工事費）により下記タイプを適用するものとする。

ただし、施工能力評価型は一般競争入札のWTO対象（6億8千万円以上）には原則適用しないものとする。

##### (1) 施工能力評価型（I型）

WTO以外（6億8千万円未満）で技術的な工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を求める場合に適用する。

施工計画の適切性審査（可・不可）、企業の実力等、技術者の能力等に基づいて評価される技術力と価格との総合評価により行う。

##### (2) 技術提案評価型（S型）（WTO）

WTO（6億8千万円以上）を対象に、発注者が示す標準的な仕様に対し、社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、公共工事の品質をより高めること及び生産性の向上を期待する場合に適用するもので、工事に関する生産性向上、地域への貢献、構造物の性能向上、安全対策、交通・環境への影響、工期短縮等の観点から技術提案を求め、価格との総合評価により行う。

##### (3) 上記2パターン以外による場合

上記（1）施工能力評価型（I型）及び、（2）技術提案評価型（S型）（WTO）以外の総合評価のタイプで工事を発注したい場合は、別途総務部企画課技術審査班に相談すること。

#### 1. 1. 2 施工体制確認型の適用

施工体制確認型は、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実施できるかどうか審査し評価するもので、福島地方環境事務所が発注する全ての一般競争入札総合評価落札方式で発注する工事に適用する。

#### 1. 1. 3 タイプ毎の最大加算点

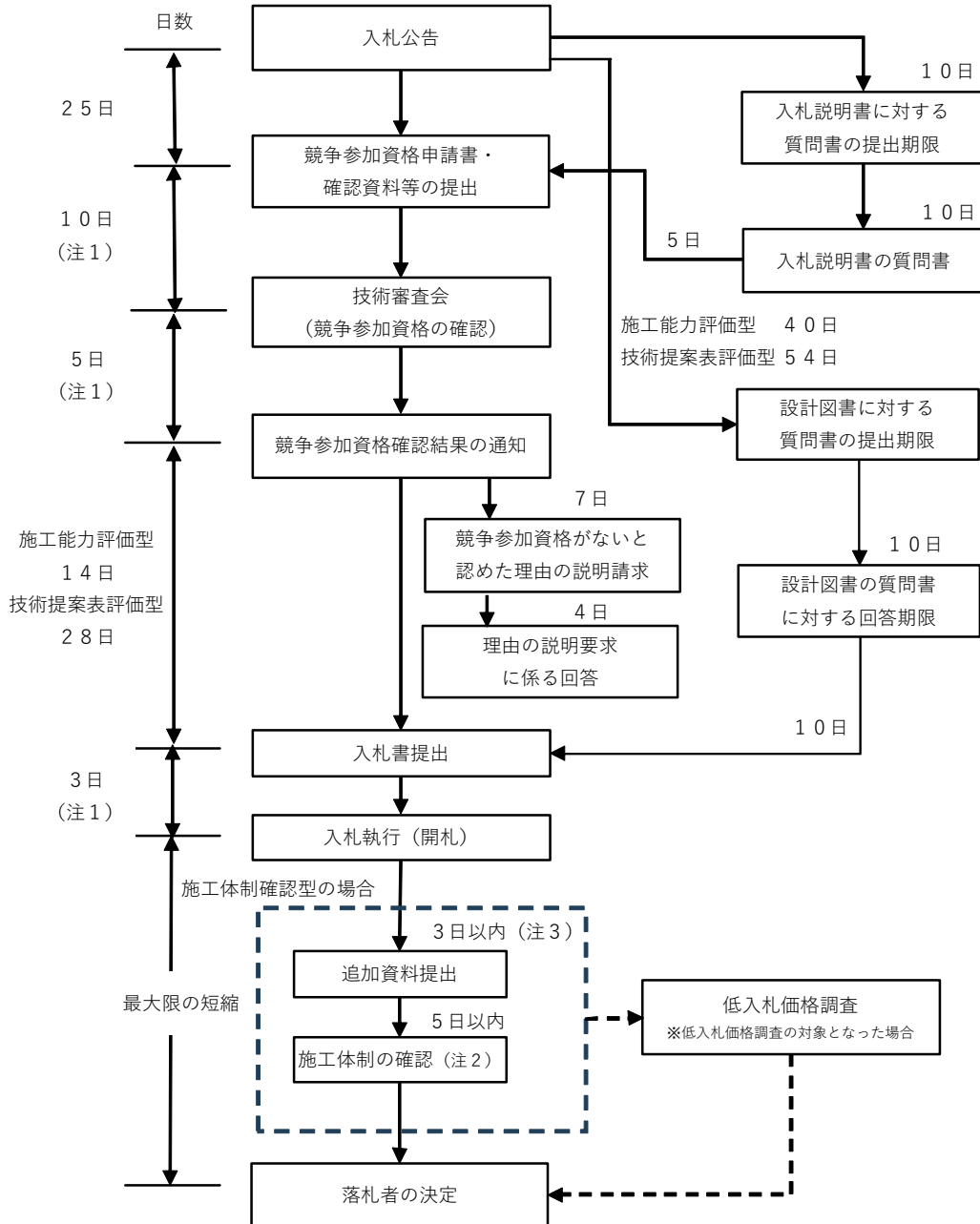
① 施工能力評価型（I型）の加算点の最高点数は、43点を標準とする。

② 技術提案評価型（S型）（WTO）の加算点の最高点数は、64点を標準とする。

## 1. 2 総合評価落札方式の全体フロー

以下に「施工能力評価型（I型）」及び「技術提案評価型（S型）（WTO）」の一般的な手続きの全体フロー『入札公告から落札者の決定』を「図1-1」に示す。

【 図1-1 全体フロー『入札公告から落札者の決定』 】



(注1) 日数は土曜日、日曜日、祝日等を含まない。(注1) 以外の日数は暦日の日数とする。

各日数は期日等の翌日からの起算日とする。

(注2) 落札者決定のための審査委員会については、必要に応じて開催するものとする。

(注3) 追加資料の提出は、提出すべき要請を受けた日の翌日から3日以内とし、最大5日まで設定する事ができる。

### 1. 3 競争参加資格要件（入札参加要件）

工事で求める競争参加資格については「工事に係る一般競争入札の適用について（平成20年5月20日改正 環境会発080520001号）」により、以下の事項について設定を行う。

- ① 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 対象工事に係る工事種別について、環境省の一般競争参加資格の認定（当該工事種別に等級区分がある場合には、対象工事に対応する等級区分に係る認定）を受けていること。
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④ 対象工事に関する同種工事の施工実績があること。
- ⑤ 対象工事に配置を予定する主任技術者、監理技術者等が適正であること  
（※技術者の資格及び対象工事に関する同種工事の経験）
- ⑥ 工事請負契約等に係る指名停止等措置要領（令和2年12月25日環境会発第2012255号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑦ 対象工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（「対象工事に係る設計業務等の受託者」の名称及び「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」の具体的内容について、6の入札説明書において明示すること。）。
- ⑧ 工事を確実かつ円滑に実施できる体制を確保するための本店、支店又は営業所が一定の区域内に所在すること。
- ⑨ その他契約担当官等が必要と認める事項。（福島地方環境事務所で定める事項）
  - 1) 除染等工事共通仕様書に従い「放射線管理責任者」の配置について。
  - 2) 暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
  - 3) 健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法に定める届出の義務を履行していない建設業者でないこと。

### 1. 3. 1 競争参加資格の設定及び確認

競争参加資格として設定されている技術的能力の審査を行う。技術的能力の審査の結果、審査基準（競争参加資格要件）を満たしていない企業には競争参加資格を認めないものとする。

① 施工能力評価型（I型）

企業の同種工事の施工実績、技術者の資格及び同種工事の施工経験を競争参加資格要件として設定する。

② 技術提案評価型（S型）（WTO）

企業の同種工事の施工実績は要件として設定する。

また、技術者については資格の要件について設定を行い、施工経験については、同種工事の実績を設定するのではなく、国（国とは、環境省及び他省庁（地方出先機関（局及び事務所・管理所等）とする。）が発注した公共工事の施工経験を競争参加資格要件として設定する。

③ 上記①、②によりがたい場合は、別途総務部企画課技術管理班に相談すること。

### 1. 3. 2 競争参加資格設定の考え方

#### （1）共同企業体による参加

① 特定建設共同企業体（特定JV）による参加

特定JVの参加を認める対象工事は、工事費が概ね20億円以上の規模の工事であって、かつ、当該工事の確実かつ円滑な施工を図るために特定建設工事共同企業体により競争を行わせる必要があると認められるもの。

当該工事費が上記最低規模の2分の1を超え、かつ、特殊な技術等を要する工事であって確実かつ円滑な施工を図るため技術力等を特に結集する必要がある場合。

【※「直轄工事における共同企業体の取り扱いについて」平成24年3月28日  
環境会発第120328004号より】

② 復旧・復興建設工事共同企業体（復興JV）による参加

施工能力評価型（I型）での工事発注は、原則、「復興JVを認める試行工事」を運用するものとする。

【※「直轄工事における復旧・復興建設工事共同企業体の取り扱いについて」  
令和5年4月20日環境会発第23042017号】

【※「工事発注時の入札説明書のひな形の一部改訂（復興JV制度試行）  
について」令和5年10月5日 総務部調整官（技術担当）事務連絡】

#### ※ 共同企業体の甲型、乙型について

甲型：一つの工事について、あらかじめ定めた出資比率に応じて、資金、人員、機械等を拠出して、各構成員が共同施工する方式であり、利益も出資比率に応じて分配される。

乙型：一つの工事について、複数の工区に分割し、各構成員がそれぞれ分担する工区で責任をもって施工する方式で、利益は分配されるのではなく、各工区ごとに清算される。

#### （2）企業に求める同種工事等の施工実績

- ① 企業に求める同種工事等の施工実績については、当該工事と同じ工種（同種工事）の施工実績を求めることを原則とする。なお、工事特性等により多くの競争参加企業を求めたい場合等による特別な理由により、別の施工実績を求めることもできる。
- ② 同種工事等については、過去15年間に発注機関から元請けとして完成・引渡し完了した工事の施工実績を評価する。なお、申請書及び確認資料に添付した施工実績とする。  
また、過去の施工実績の開始年度は平成23年度を初年度として設定する。
- ③ 施工実績で求める発注機関の対象は、環境省、国土交通省東北地方整備局及び関係事務所等、福島県及び福島県内市町村等とする。
- ④ 施工能力評価型（I型）で「復興JVを認める試行工事」を適用する場合の発注機関の対象に、「福島県内市町村が、除染等を行うことを目的に設立された協会・組合等」を追加すること。
- ⑤ 「より同種性が高い工事」「同種性が認められる工事」の設定については、当該工事特性を勘案し、各工事毎に設定するものとする。  
（※総合評価に関する加算点で設定する。）  
また、「より同種性が高い工事」として施工実績を詳細に設定する場合は、当該工事施工実績（施工数量）の7割程度を設定すると良い。

### （3）技術者に求める資格

- ① 工事ごとに資格要件を設定する。
- ② 要求基準を満たす配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）を、当該工事に専任で配置すること。
- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者とする。

### （4）技術者に求める同種工事の施工経験

#### 1）施工能力評価型（I型）の場合

- ① 配置予定技術者の施工経験については、求める施工経験（要求要件）に合致する工事内容に従事したかの審査を行う。また、工事における立場（監理（主任）技術者、現場代理人、担当技術者のいずれか）は問わないものとし、立場を考慮する場合は総合評価の段階で評価する。
- ② 過去15年間に発注機関から元請けとして完成・引渡し完了した工事の施工経験を評価する。なお、申請書及び確認資料に添付した施工経験とする。  
また、過去の施工経験の開始年度は平成23年度を初年度として設定する。
- ③ 施工経験として求める発注機関の対象は、環境省、国土交通省東北地方整備局関係事務所等、福島県及び福島県内市町村とする。
- ④ 「より同種性が高い工事」「同種性が認められる工事」の設定については、当該工事特性を勘案し、各工事毎に設定するものとする。  
（※総合評価に関する加算点で設定する。）  
また、「より同種性が高い工事」として施工実績を詳細に設定する場合は、当該工事施工実績（施工数量）の7割程度を設定すると良い。
- ⑤ 「復興JVを認める試行工事」を適用する場合は、競争参加資格要件で求める配置予定技術者の施工経験を原則求めないものとする。  
なお、総合評価に関する事項の「配置予定技術者の施工経験及び施工経験の立場」

に関しては加算点として評価を行うものとする。

## 2) 技術提案評価型 (S型) (WTO)

- ① 配置予定技術者の施工経験については、福島地方環境事務所における事業特性から、企業に求める同種工事の施工経験は求めず、『国（国とは、環境省及び他省庁（地方出先機関（局及び事務所・管理所等）とする。）が発注した公共事業の施工経験（仕様書に基づく書類作成能力や品質向上に関する施工管理経験等）』を求めるものとする。
- ② 過去15年間に国の発注機関から元請けとして完成・引渡しが完了した工事の施工経験とする。なお、申請工事は1件とする。

## (5) 地理的要件

- ① 要件として設定する場合、競争性を確保すること。
  - ・ 施工能力評価型 (I型) → 福島県内に〇〇工事（例：土木工事、建築工事等）に基づく建設業法の許可を得た本店（本社）が所在すること。
  - ・ 施工能力評価型 (I型)（復興JVを認める試行工事適用の場合）
    - 復興JVにあつては、構成員の代表者が〇〇地方生活圏に〇〇工事（例：土木工事、建築工事等）に基づく建設業法の許可を得た本店（本社）が所在すること。
  - ・ 技術提案評価型 (S型) (WTO)
    - 地理的要件は求めない。



## 1. 4 施工計画に関する事項

競争参加資格として「施工能力評価型（I型）」の総合評価方式を採用する工事に対して、「簡易な施工計画」（以下、「施工計画」という。）の適切性について審査を行う。

### 1. 4. 1 施工計画

総合評価における施工計画の取り扱いについては、以下のとおりとする。

#### （1）施工計画のテーマ選定及びテーマ数

発注者が示す仕様書どおりに施工する上での「施工計画の適切性」について審査するものとし、「技術的所見、施工上配慮すべき事項」について、下記を参考に1テーマを設定する。

- ① 施工上の課題に係る技術的所見
- ② 工程管理に関する技術的所見
- ③ 材料の品質管理に関する技術的所見
- ④ 施工上配慮すべき事項

#### （2）指定テーマの記述量

記述量は、A4片面1枚とし、文字ポイント数は10.5ポイント以上とする。記述文字数、行数等の制限は行わない。

### 1. 4. 2 施工計画の適否

施工能力評価型（I型）において、施工計画は、「競争参加資格要件」であり、未提出（未記入を含む。）の場合、指定枚数を超過した場合、求めるテーマ以外の記述の場合及び求めるテーマに該当する記載内容であっても、環境省制定「除染等工事共通仕様書」及び関係法令等の条件に明らかに違反しているものは、競争参加資格を認めないことがある。

#### 【競争参加資格を認めないケース】

- ① 関係法令や諸規定等に関する遵守違反の場合
- ② 設計図書に示す条件を満たさない場合、共通仕様書等の基準を満たさない場合
- ③ 目的物の主たる部分について、重大な品質低下を招くような施工方法の場合
- ④ 当該工事と関連のしない他の工事箇所等における施工計画の場合
- ⑤ その他、審査委員会において不適当と判断された場合等

## 1. 5 技術提案に関する事項

技術提案評価型（S型）（WTO）では、発注者が示す標準的な仕様に対し、施工上の特定の課題等に関して施工上の工夫等について特定のテーマを設定し、技術提案を求める。

テーマ設定数は、4テーマの設定を標準とし、工事特性に応じ最大でも5テーマまでとする。

### 1. 5. 1 工事毎の指定テーマ設定

工事毎に下記の指定テーマを参考に、指定されたテーマ数により設定する。

- ① 施工方法及び施工管理における生産性向上に係る技術提案
- ② 地域への貢献に関する提案
- ③ 総合的コスト縮減に関する技術提案
- ④ 工事目的物の性能・機能の向上に関する技術提案
- ⑤ 工事の施工条件や環境条件等から施工上の技術的課題に係る技術提案
- ⑥ 環境負荷の低減に資する新技術等に関する技術提案
- ⑦ 社会的条件等を踏まえた工事を円滑かつ適切に実施するための技術提案
- ⑧ 施工の実施にあたり作業環境の向上に係る技術提案
- ⑨ 作業員の被ばく線量管理の適切・確実な実施に係る技術提案

### 1. 5. 2 指定テーマに対する提案項目数の設定

指定テーマに対する提案項目数は、上記①、②を1提案ずつ、それ以外に、上記③～⑨の中から指定されたテーマについて工事規模や工事の問題・課題に応じて、2から3つ選択可能とし、合計4から5つとして設定する。

なお、指定した提案項目数を超過した提案については評価せず、指定した提案項目数までの提案にて評価する。

指定テーマの提案項目数及び記述量の詳細については、入札説明書によるものとする。

### 1. 5. 3 技術提案の評価方法

技術提案に関する得点評価については、「判定方式」で評価することを基本とする。

判定方式とは、数値化が困難な評価項目の性能等に関して、例えば、最大提案数（例えば最大4提案）を指定し、技術提案様式に記載されている項目（着眼点、提案の内容（【提案技術】【付帯技術】）、提案の範囲、効果及びその根拠など）それぞれについて相対評価を行い、各提案項目ごとに設定した最大獲得ポイントに応じて得点を与える方式とする。

この場合、標準的には、技術提案様式の記載項目毎に、着眼点・提案の範囲・効果及びその根拠が「優／良／可の3段階」で評価を行い、提案の内容は「特／優／良／可の4段階」で評価を行い、その合計点が獲得ポイント（加算点）となる。

#### 1. 5. 4 技術提案に関する留意事項

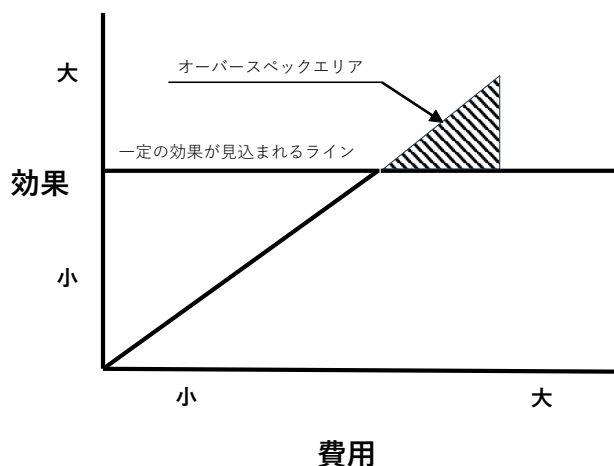
(1) 設計図書において協議事項とする事項への対応

現場説明事項書等において、別途協議する事項については、技術提案の対象としない。

(2) 過度なコスト負担を要する技術提案に関する評価

提案された技術提案のうち、過度にコスト負担を要する技術提案がされた場合においては、過度にコスト負担を要しない提案よりも優位な評価はしない。

具体的には、技術提案の目的が同一であって、品質確保等において一定の効果を発揮する提案内容については、提案実施に要する経費の大小によって評価の差をつけるといった優位な評価は行わないものとする。



【 図 1 - 2 オーバースペックのイメージ 】

(3) 複数提案に関する評価

技術提案について、技術提案を1つ示すこととは、1つの着眼点に対して1つの提案技術を提案内容の欄に記載することをいう。

提案内容について複数記述した場合は、複数記述した記述欄をより優位に評価しない。ただし、提案技術をより効率的、効果的に行うための付帯技術を、1つまで記載できるものとする。

## 1. 6 総合評価における評価項目、加算点及び評価基準の設定

### 1. 6. 1 評価項目及び加算点

総合評価における技術力に係る評価については、当該工事の規模等に応じて、技術提案、企業の能力等（地域貢献等を含む）、技術者の能力等のそれぞれに係る評価項目及び加算点を総合評価タイプ別に設定するものとする。

#### (1) 施工能力評価型（I型）

総合評価対象 43点		
企業の能力等 20点	技術者の能力等 20点	賃上げの実施 に関する評価 3点
地域貢献等		

※地域貢献等は企業の能力等の中で評価し、企業の能力等の配点の半分を超えない範囲で必要に応じて設定すること。

#### (2) 技術提案評価型（S型）（WTO）

総合評価対象 64点	
技術提案 60点	賃上げの実施 に関する評価 4点

※WTO対象工事については、原則、技術提案のみで評価する。

【参考】総合評価落札方式では評価値により落札者を決定するが、評価値を算定するための技術評価点については、以下に示すとおりであり、標準点、加算点、施工体制評価点の合計値である。なお、評価値については、2. 落札者の決定で後述する。

施工能力評価型（I型） :  $\boxed{\text{標準点:100点}} + \boxed{\text{加算点43点}} + \boxed{\text{施工体制評価点:30点}} = \boxed{\text{技術評価点:173点}}$   
 技術提案評価型（S型）（WTO） :  $\boxed{\text{標準点:100点}} + \boxed{\text{加算点64点}} + \boxed{\text{施工体制評価点:30点}} = \boxed{\text{技術評価点:194点}}$

※標準点：発注者が示す最低限の要求要件を満たした場合に100点を付与する。

※加算点：「技術提案」、「企業の能力等」、「技術者の能力等」、「賃上げの実施に関する評価」の点数の合計。

※施工体制評価点：入札説明書に記載された要求要件を実現できるかどうかを審査評価し、その実現性に応じて付与される点数。

< 施工能力評価型（I型） 標準的な評価項目及び配点 >

【 表 1 - 1 工事成績評定を求める場合：中間貯蔵部 】

分類	評価項目	配点	小計	
1	①施工計画（I型）	可・不可		
2 企業 の 能力 等	①企業の施工実績	5点	20点	
	②工事成績評定点	5点		
	③表彰の有無（感謝状は認めない）	2点		
	④ワーク・ライフ・バランス	3点		
	⑤（A） 地理的条件	a) 本支店、営業所の所在地		2点
	⑤（B） 地域精通度 ・貢献度	a) 災害協定の有無・協定に基づく活動実績 b) 地域防災への協力体制		2点 1点
3 技術 者 の 能力 等	①配置予定技術者の施工経験と立場	6点	20点	
	③工事成績評定点	6点		
	④表彰の有無（感謝状は認めない）	4点		
	⑤継続教育（CPD）の取り組み状況	2点		
	⑥週休2日実施証明書の有無	2点		
	4	①賃上げの実施を表明した企業等		3点

【 表 1 - 2 工事成績評定を求めない場合：環境再生・廃棄物対策部 】

分類	評価項目	配点	小計	
1	①施工計画（I型）	可・不可		
2 企業 の 能力 等	①企業の施工実績	6点	20点	
	②施工実績の件数	4点		
	③表彰の有無（感謝状は認めない）	2点		
	④ワーク・ライフ・バランス	3点		
	⑤（A） 地理的条件	a) 本支店、営業所の所在地		2点
	⑤（B） 地域精通度 ・貢献度	a) 災害協定の有無・協定に基づく活動実績 b) 地域防災への協力体制		2点 1点
3 技術 者 の 能力 等	①配置予定技術者の施工経験	6点	20点	
	②配置予定技術者の施工経験の立場	4点		
	③施工経験の件数	2点		
	④表彰の有無（感謝状は認めない）	4点		
	⑤項目選択 【選択1】河川技術者資格の有無 【選択2】継続教育（CPD）の取り組み状況	2点		
	⑥週休2日実施証明書の有無	2点		
4	①賃上げの実施を表明した企業等	3点	3点	

## 1. 6. 2 評価項目・配点及び評価基準のポイント

以下に、標準的な評価項目、配点及び評価基準について解説する。

### (1) 施工計画の適切性

- ① 施工計画について<施工能力評価型（I型）>  
技術的所見、施工上配慮すべき事項について評価する。

評価内容	判定基準
<記載例> 『〇〇における〇〇に関する技術的所見』 ※施工上の課題及び配慮すべき事項の技術的所見を求める場合は、より適切な記載となるよう、工種や求めるテーマ内容等を設定すること。	可・不可 ※施工計画が適切であること。

※施工計画の審査は、施工能力評価型（I型）の参加競争資格確認段階で行う。  
 ※契約後の実際の施工に際しては、施工計画に記載された内容を含めた施工計画書を作成し、それに基づく施工を行うものとする。  
 受注者の責により施工計画に記載された内容を満足する施工が行われない場合は、工事成績評定を減ずる等の措置を行う。（※工事成績評定点を付与する場合）

- ② 技術提案について<技術提案評価型（S型）（WTO）>  
施工上の特定の課題等に関して技術提案を評価する。

評価内容	評価基準
① 工事全般に係る生産性向上に関する事項 ② 地域への貢献に関する事項 ③ 総合的コスト縮減に関する事項 ④ 工事目的物の性能・機能の向上に関する事項 ⑤ 工事の施工条件や環境条件等から施工上の技術的課題に係る事項 ⑥ 環境負荷の低減に資する新技術等に関する事項 ⑦ 社会的条件等を踏まえた工事を円滑かつ適切に実施するための事項 ⑧ 施工の実施にあたり作業環境の向上に係る事項 ⑨ 作業員の被ばく線量管理の適切・確実な実施に係る事項	技術提案の評価については、本ガイドライン「1. 5. 3 技術提案の評価方法」及び「1. 5. 4 技術提案に関する留意事項」を参照し、各工事毎に評価基準案を定め評価する。

※指定テーマ数と配点の関係は、入札説明書に記載すること。

(2) 企業の能力等

① 企業の施工実績

過去15年間(年度)に発注機関から元請けとして完成・引渡し完了した工事の施工実績を評価する。なお、申請書及び確認資料に添付した施工実績とする。  
また、過去の施工実績の開始年度は平成23年度を初年度として設定する。

評価基準	配 点			
	【成績表定点を求める】 (中間貯蔵部)		【成績表定点を求めない】 (環境再生・廃棄物対策部)	
	I 型	S 型 (W T O)	I 型	S 型 (W T O)
より同種性が高い工事の 施工実績	5.0	—	6.0	—
同種性が認められる工事 の施工実績	0.0	—	0.0	—

※1 施工実績で求める発注機関の対象は、環境省、国土交通省東北地方整備局及び関係事務所等、福島県及び福島県内市町村とする。

※2 「より同種性が高い工事」「同種性が認められる工事」の設定については、当該工事特性を勘案し、各工事毎に設定するものとする。

また、「より同種性が高い工事」として施工数量を求める場合は、当該工事施工数量の7割程度を設定すると良い。

② 企業の工事成績評定点【※成績表定点を求める(中間貯蔵部)】

過去15年間(年度)に発注機関から元請けとして完成・引渡し完了した同種工事の工事成績表定点について評価する。

評価基準	配 点	
	I 型	S 型 (W T O)
80点以上	5.0	—
75点以上80点未満	3.0	—
70点以上75点未満	1.0	—
65点以上70点未満又は成績評定点なし	0.0	—

※1 工事成績評定点を求める発注機関の対象は、環境省、国土交通省東北地方整備局関係事務所等、福島県及び福島県内市町村とする。

③ 企業の工事件数【※成績評定点を求めない（環境再生・廃棄物対策部）】

過去15年間（年度）に発注機関から元請けとして完成・引渡し完了した「同種工事」の施工件数を評価する。最大申請件数は5件までとする。

また、過去の施工実績の開始年度は平成23年度を初年度として設定する。

評価基準	配点	
	I型	S型 (WTO)
5件以上	4.0	—
2件以上5件未満	2.0	—
2件未満	0.0	—

※1 施工件数として求める発注機関の対象は、環境省、国土交通省東北地方整備局関係事務所等、福島県及び福島県内市町村とする。

※2 施工件数として申請のある工事のうち、文書注意・指名停止等の措置を発注者から受けいている工事については評価しないものとする。

④ 企業の表彰

過去2年間（申請書等提出期限の日から）に工事種別の区分や同種工事に関係なく、環境省、国土交通省東北地方整備局及び関係事務所等、福島県及び福島県内市町村の発注工事において、発注者からの表彰を評価する。なお、感謝状については評価しない。

評価基準	配点	
	I型	S型 (WTO)
表彰の実績あり	2.0	—
表彰の実績なし	0.0	—

⑤ 企業の地域精通度・貢献度等

(A) 地理的要件

a) 本店（本社）の所在

施工地域内における本店（本社）の所在の有無について評価する。

なお、施工地域には隣接する地方生活圏や二次生活圏など適宜設定する。

評価基準	配点	
	I型	S型 (WTO)
〇〇地域内（〇〇生活圏）に本店（本社）あり	2.0	—
〇〇地域内（〇〇生活圏）に本店（本社）なし	0.0	—

※〇〇地域内（〇〇生活圏）は、工事毎に設定する。

(B) 地域貢献の実績

a) 災害協定に基づく活動実績

過去3年間（年度）の施工地域において、企業（元請け）として活動した実績のみ評価の対象とする。

- ・災害協定等に基づく活動実績（訓練は含まない）
- ・大規模災害発生時の応急対策の活動実績



- ・維持工事などで実施した小規模災害を含む災害時の緊急的な活動実績（発注者側※の要請を受けた災害応急復旧等の緊急作業（待機を含む。）なお、苦情やパトロール等で発見され、維持工事で緊急に行ったパッチング等の作業、除雪作業における待機は評価しない。  
※「発注者側」とは、環境省、国土交通省東北地方整備局及び関係事務所等、福島県及び福島県内市町村とする。

評価基準	配点	
	I型	S型 (WTO)
活動実績あり	2.0	—
災害協定の締結あり	1.0	—
活動実績なし	0.0	—

b) 地域防災への協力体制

消防団協力事業所に認定されている場合や消防団に協力することにより表彰等を受けている場合の地域防災への協力体制がある場合は評価する。

[ i ] 消防団協力事業所に認定されている場合とは、以下のとおりとする。

○消防団協力事業所表示証を○○地方生活圏の市町村等により交付を受けていてかつ当該工事の開札時点においてその認定が有効（有効期間に注意）であること。

○消防団協力事業所表示証の有効期間がわかる資料を提出すること。

[ ii ] 消防団に協力することにより表彰等を受けている場合とは、以下のとおりとする。

○過去5年間（年度）に各市町村や消防本部等（消防団長も含む）より事業所として消防団活動に協力したとして表彰や感謝状を受けていて、かつ消防団活動に協力する体制が競争参加資格確認申請時においても継続中であること。

消防団活動に協力する体制の例としては、従業員が消防団活動を行うにあたって休暇等の取得など就業規則等において配慮されていることなどをいう。

○表彰や感謝状の写し及び消防団活動に協力する体制が競争参加資格確認申請時においても継続中であることを証明する資料を提出すること。

評価基準	配点	
	I型	S型 (WTO)
あり	1.0	—
なし	0.0	—

注1. 「消防団活動をしたとして表彰や感謝状を受けていて・・・」の解釈は、表彰、感謝状の他に消防団活動をしたとして、消防団長が発行する証明書の写しも含むものとする。

注2. 「表彰や感謝状の写し・・・」とは、消防団長が発行する証明書の写しも含むものとする。

⑥ ワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく以下に掲げるいずれかの認定を受けている企業、その他これに準ずる企業を加点評価する。

評価基準	配点	
	I型	S型 (WTO)
<b>【区分1 女性活躍推進法に基づく認定 (プラチナえるぼし・えるぼし認定企業)】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラチナえるぼし 注1</li> <li>・3段階目 注2</li> <li>・2段階目 注2</li> <li>・1段階目 注2</li> <li>・行動計画 注3</li> <li>・認定なし</li> </ul> <p>注1：女性活躍推進法（令和2年6月1日施行）第12条に基づく認定            注2：女性活躍推進法第9条に基づく認定            注3：女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定業務のない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）</p>	3.0 2.4 1.8 1.2 0.6 0.0	— — — — — —
<b>【区分2 次世代法に基づく認定 (プラチナくるみん認定・くるみん認定・ トライくるみん認定企業)】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラチナくるみん</li> <li>・くるみん（新基準） 注4</li> <li>・くるみん（旧基準） 注5</li> <li>・トライくるみん</li> <li>・次世代法に基づく認定なし</li> </ul> <p>注4：新くるみん認定（改正後認定基準（令和4年4月1日施行）により認定）            注5：旧くるみん認定（改正前認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定）</p>	1.8 1.2 0.6 0.6 0.0	— — — — —
<b>【区分3 若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定あり</li> <li>・認定なし</li> </ul>	1.8 0.0	— —

- ※1：評価の対象となる認定等を証する書類（当該認定等の根拠法令に基づき、厚生労働省が定める各都道府県労働局長が発出した認定通知書等）の写しを提出すること。
- ※2：複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとし、最も配点の高い認定通知書等の写しを提出すること。
- ※3：内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点を行うものとし、ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書の写しを提出すること。

(3) 共同企業体における評価方法

単体企業にあつては、申請書を提出した業者が受注した実績に加え、申請書を提出した業者が構成員として参加した共同企業体の実績等も認める。

また、共同企業体にあつては、申請書を提出した共同企業体が受注した実績に加え、申請書を提出した構成員が単体企業として受注した実績等も認める。

共同企業体における各評価項目の評価方法は次表のとおりとする。

【 表 1 - 3 共同企業体における各評価項目の評価方法 】

分類	評価項目		評価方法	
企業 の 能力 等	企業の施工実績		申請書を提出した共同企業体又は申請書を提出した共同企業体の構成員(過去に異なる共同企業体として受注した実績は含む。)の中で最も高い評価となるいずれか1社の提出された実績で評価する。	
	工事成績評定点		申請書を提出した共同企業体又は申請書を提出した共同企業体の構成員(過去に異なる共同企業体として受注した実績は含む。)の中で最も高い評価となるいずれか1社の提出された実績で評価する。	
	工事の件数 (※工事成績評定点を求めない場合に適用)		申請書を提出した共同企業体又は申請書を提出した共同企業体の構成員(過去に異なる共同企業体として受注した実績は含む。)の中で最も高い評価となるいずれか1社の提出された実績で評価する。	
	表彰(感謝状は認めない)		申請書を提出した共同企業体又は申請書を提出した共同企業体の構成員(過去に異なる共同企業体として受注した実績は含む。)の中で最も高い評価となるいずれか1社の提出された実績で評価する。	
	地理的条件	本支店、営業所の所在地	申請書を提出した共同企業体の構成員の中で最も高い評価となるいずれか1社の所在地で評価する。	
	地域精通度・ 貢献度	災害協定の有無・協定に基づく活動実績		申請書を提出した共同企業体の構成員(過去に異なる共同企業体として受注した実績は含む。)の中で最も高い評価となるいずれか1社の提出された実績で評価する。
		地域防災への協力体制		申請書を提出した共同企業体の構成員(過去に異なる共同企業体として受注した実績は含む。)の中で最も高い評価となるいずれか1社の提出された協力体制で評価する。
		河川、ダム又は道路の経常維持工事の施工実績		申請書を提出した共同企業体の構成員(過去に異なる共同企業体として受注した実績は含む。)の中で最も高い評価となるいずれか1社の提出された実績で評価する。
ワーク・ライフ・バランス		申請書を提出した共同企業体の各構成員の、認定区分に応じた加算点に各構成員の出資比率を乗じた値の合計値で評価する。		
賃上げの実施に関する評価			申請書を提出した共同企業体の構成員となる各企業すべてが賃上げを表明している場合、評価する。	

(4) 配置予定技術者の能力

配置予定技術者を複数申請した場合は、競争参加資格要件を満足する配置予定技術者をそれぞれ評価し、得点の合計（施工経験、工事成績（工事経験数）、表彰、CPD等）が最も低い者を採用し評価する。専任補助者※を配置する場合には専任補助者の能力で評価する。

※専任補助者：現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者をいう。

- ① 配置予定技術者の施工経験と立場【※成績評定点を求める場合（中間貯蔵部）】  
過去15年間（年度）に発注機関から元請けとして完成・引渡し完了した工事の施工経験を評価する。なお、申請書及び確認資料に添付した施工経験とする。また、過去の施工実績の開始年度は平成23年度を初年度として設定する。

評価基準	配点	
	I型	S型 (WTO)
より同種性が高い工事において、監理（主任）技術者、特例監理技術者あるいは現場代理人として従事	6.0	—
より同種性の高い工事において、監理技術者補佐あるいは担当技術者として従事、又は、同種性が認められる工事において、監理（主任）技術者、特例監理技術者あるいは現場代理人として従事	3.0	—
同種性が認められる工事において、監理技術者補佐または担当技術者として従事	0.0	—

注1. 施工能力評価型（I型）で「復興JVを認める試行工事」を適用する場合は、競争参加資格要件として配置予定技術者の施工経験を原則求めているが、総合評価項目としては「配置予定技術者の施工経験と立場」について加算点として評価は行うものとする。

- ② 配置予定技術者の施工経験  
【※成績評定点を求めない場合（環境再生・廃棄物対策部）】  
過去15年間（年度）に発注機関から元請けとして完成・引渡し完了した工事の施工経験を評価する。なお、申請書及び確認資料に添付した施工経験とする。また、過去の施工実績の開始年度は平成23年度を初年度として設定する。

評価基準	配点	
	I型	S型 (WTO)
より同種性が高い工事の経験がある	6.0	—
同種性が認められる工事の施工経験がある	3.0	—
より同種性がある工事及び同種性が認められる工事の施工経験がない	0.0	—

注1. 施工能力評価型（I型）で「復興JVを認める試行工事」を適用する場合は、競争参加資格要件として配置予定技術者の施工経験を原則求めているが、総合評価項目としては「配置予定技術者の施工経験」について加算点と

して評価は行うものとする。

注 2. 施工経験数として求める発注機関の対象は、環境省、国土交通省東北地方整備局関係事務所等、福島県及び福島県内市町村とする。

③ 配置予定技術者の施工経験における立場

【※成績評定点を求めない場合（環境再生・廃棄物対策部）】

過去 15 年間（年度）に発注機関から元請けとして完成・引渡し完了した工事の施工経験における立場を評価する。なお、上記②の申請書及び確認資料を提出した施工経験における立場とする。

また、過去の施工実績の開始年度は平成 23 年度を初年度として設定する。

評価基準	配 点	
	I 型	S 型 (W T O)
より同種性が高い工事において、監理（主任）技術者、特例監理技術者あるいは現場代理人として従事	4. 0	—
より同種性の高い工事において、監理技術者補佐あるいは担当技術者として従事、又は、同種性が認められる工事において、監理（主任）技術者、特例監理技術者あるいは現場代理人として従事	2. 0	—
同種性が認められる工事において、監理技術者補佐または担当技術者として従事	0. 0	—

④ 配置予定技術者の工事施工経験数

【※成績評定点を求めない場合（環境再生・廃棄物対策部）】

過去 15 年間（年度）に発注機関から元請けとして完成・引渡し完了した「同種工事」の施工経験数を評価する。最大申請件数は 5 件までとする。

また、過去の施工実績の開始年度は平成 23 年度を初年度として設定する。

評価基準	配 点	
	I 型	S 型 (W T O)
5 件以上	2. 0	—
2 件以上 5 件未満	1. 0	—
2 件未満	0. 0	—

※ 1 施工経験数として求める発注機関の対象は、環境省、国土交通省東北地方整備局関係事務所等、福島県及び福島県内市町村とする。

- ⑤ 配置予定技術者の工事成績評定点【※成績表定点を求める場合（中間貯蔵部）】  
 過去15年間（年度）に発注機関から元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の施工経験における工事成績評定点について評価する。  
 配置予定技術者が現場代理人、監理技術者、特例監理技術者及び主任技術者のいずれかの立場で従事した施工経験を評価する。

評価基準	配 点	
	I 型	S 型 (W T O)
80点以上	6.0	—
75点以上80点未満	4.0	—
70点以上75点未満	2.0	—
65点以上70点未満又は成績評定点なし	0.0	—

※1 施工経験数として求める発注機関の対象は、環境省、国土交通省東北地方整備局関係事務所等、福島県及び福島県内市町村とする。

- ⑥ 配置予定技術者の表彰等  
 過去4年間（申請書等提出期限の日から）に工事種別の区分や同種工事に関係なく、当該年度において、配置予定技術者が現場代理人、監理技術者、特例監理技術者及び主任技術者のいずれかの立場で従事した工事が、環境省、国土交通省東北地方整備局及び関係事務所等、福島県及び福島県内市町村の発注工事において、発注者からの表彰を受けた場合は評価する。

評価基準	配 点	
	I 型	S 型 (W T O)
表彰あり	4.0	—
表彰なし	0.0	—

- ⑦ 配置予定技術者の保有資格に対する加算点（※選択制）  
 配置予定技術者の保有資格に対する加算点の選択項目は、以下のとおりとする。
- ・ 1) 及び 2) のいずれかを選択 → 環境再生・廃棄物対策部
  - ・ 2) を選択 → 中間貯蔵部

1) 河川技術者資格（国土交通省登録資格）の有無

河川技術者資格については、例えば、仮置き場近傍に河川等があり水害等へのリスク管理が必要な場合、河川に関する点検・診断の知識を有することで、仮置き場等の適切な維持管理に資する等の観点から加算点として選択できるものとし、配置予定技術者が保有する河川技術者資格について評価するものとする。

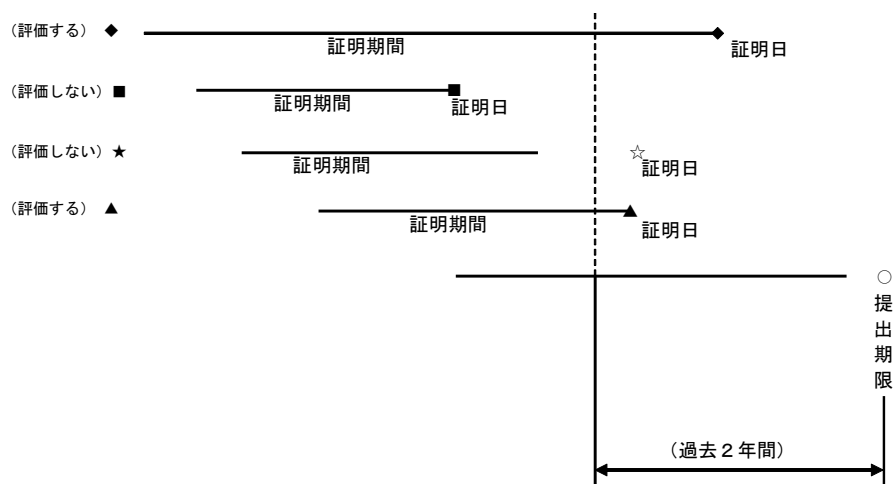
評価基準	配点	
	I 型	S 型 (W T O)
河川維持管理技術者又は河川点検士	2. 0	—
なし	0. 0	—

2) 継続教育（CPD:Continuing Professional Development）の取組み状況

配置予定技術者の学習履歴を証明する証明書の写しを添付し、当該団体推奨単位（又は当該団体推奨単位の 3 分の 2）以上を取得していることを証明できる資料を添付すること。

CPD 単位取得の「証明書」は、確認資料の提出期限の日から過去 2 年間の間までに単位取得が証明された「証明書」を有効とし、年間または数年間の推奨単位を記載している場合は、そのいずれかが満足していれば評価する。

評価基準	配点	
	I 型	S 型 (W T O)
継続教育（当該団体推奨単位以上所得）の証明書あり	2. 0	—
継続教育（当該団体推奨単位の 3 分の 2 以上取得）の証明書あり	1. 0	—
継続教育の証明なし	0. 0	—



【 図 1 - 3 CPD 証明書の証明期間と評価の関係 】

主なCPD証明学協会等の推奨（望ましい）単位に対する評価は表1-4とおりとし、次表以外のCPD証明学協会等が証明するCPD学習履歴の評価は、証明する学協会等の推奨時間に基づき評価するものとする。

【 表1-4 CPD証明学協会等の推奨単位と評価の関係 】

CPD証明学協会等	推奨単位	評価単位	3分の2評価単位
(一社)全国土木施工管理技士会連合会	30ユニット/年 60ユニット/2年 150ユニット/5年	30ユニット/年 60ユニット/2年 150ユニット/5年	20ユニット/年 40ユニット/2年 100ユニット/5年
(公社)日本技術士会	50CPD時間/年 150CPD時間/3年	50CPD時間/年 150CPD時間/3年	33CPD時間/年 100CPD時間/3年
(公社)土木学会	50単位/年 250単位/5年	50単位/年 250単位/5年	33単位/年 167単位/5年
(公社)日本造園学会	50単位/年	50単位/年	33単位/年
(公社)日本建築士会連合会	12単位/年 60単位/5年	12単位/年 60単位/5年	8単位/年 40単位/5年
(公社)地盤工学会	50単位/年	50単位/年	33単位/年
(公社)空気調和・衛生工学会	50ポイント/年	50ポイント/年	33ポイント/年
(公社)農業農村工学会	50単位/年	50単位/年	33単位/年
(一社)電気学会	50単位/年	50単位/年	33単位/年
(一社)電子情報通信学会	150ポイント/3年	150ポイント/3年	100ポイント/3年
(一財)建設業振興基金	12単位/年	12単位/年	8単位/年
(一社)建設コンサルタンツ協会	50単位/年	50単位/年	33単位/年
(一社)交通工学研究会	50単位/年 200単位/4年	50単位/年 200単位/4年	33単位/年 133単位/4年
(公社)森林・自然環境技術教育研究センター	20単位/年	20単位/年	13単位/年
(公社)全国上下水道コンサルタント協会	50単位/年	50単位/年	33単位/年
(一社)全国測量設計業協会連合会	20単位/年	20単位/年	13単位/年
土質・地質技術者障害学習協議会	50単位/年	50単位/年	33単位/年
(一社)日本環境アセスメント協会	50単位/年 250単位/5年	50単位/年 250単位/5年	33単位/年 167単位/5年
(公社)日本コンクリート工学会	なし	なし	なし
(公社)日本都市計画学会	50単位/年	50単位/年	33単位/年
(一社)全日本建設技術協会	25単位/年	25単位/年	17単位/年

※加盟団体、年間推奨単位は等は更新されるため「建設系CPD協議会」のウェブサイト（<http://www.cpd-ccesa.org/>）等により確認を行う。  
 ※電気学会、電気情報通信学会は下記により確認を行う。  
 電気学会（[https://www.iee.jp/member\\_serv/cpdimpl/](https://www.iee.jp/member_serv/cpdimpl/)）  
 電気情報通信学会（<https://www.ieice.org/jpn/cpd/about.html>）



⑧ 配置予定技術者の週休2日実施証明書の有無

配置予定技術者に発行されたもの、又は、工事及び企業に対し発行された実施証明書のうち、下記の要件を満たし、証明書の有効期限内に確認資料の提出期限日が含まれている場合、評価するものとする。

なお、複数の証明書を提出した場合でも累積評価はしない。

○週休2日実施証明書の要件

- ・4週8休以上の現場閉所を達成した工事

評価基準	配点	
	I型	S型 (WTO)
証明書あり	2.0	—
証明書なし	0.0	—

※1：工事及び企業に対し発行された実施証明書の場合、配置予定技術者がその工事に従事していたことが分かる資料を添付すること。なお、CORINSで確認できる場合は添付する必要は無いが、従事していたことが確認できる書類の提出がない場合は評価しない。

(5) 賃上げの実施に関する評価

① 賃上げの実施を表明した企業等

評価基準	配点	
	I型	S型 (WTO)
<p><b>【大企業】</b> 令和6年4月以降に開始する最初の事業年度または令和6年（暦年）において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。※1</p>	<p>表明あり 3.0</p>	<p>表明あり 4.0</p>
<p><b>【中小企業等】</b> 令和6年4月以降に開始する最初の事業年度または令和6年（暦年）において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。※1</p>	<p>表明なし 0.0</p>	<p>表明なし 0.0</p>

※1：中小企業等とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第5項に該当するものは除く。大企業はそれ以外の者のことをいう。

注) 表の 部分 は、契約予定月に応じて記載内容を下記のとおり書き換えること。

- ・令和6年4月から12月に契約する場合の記載

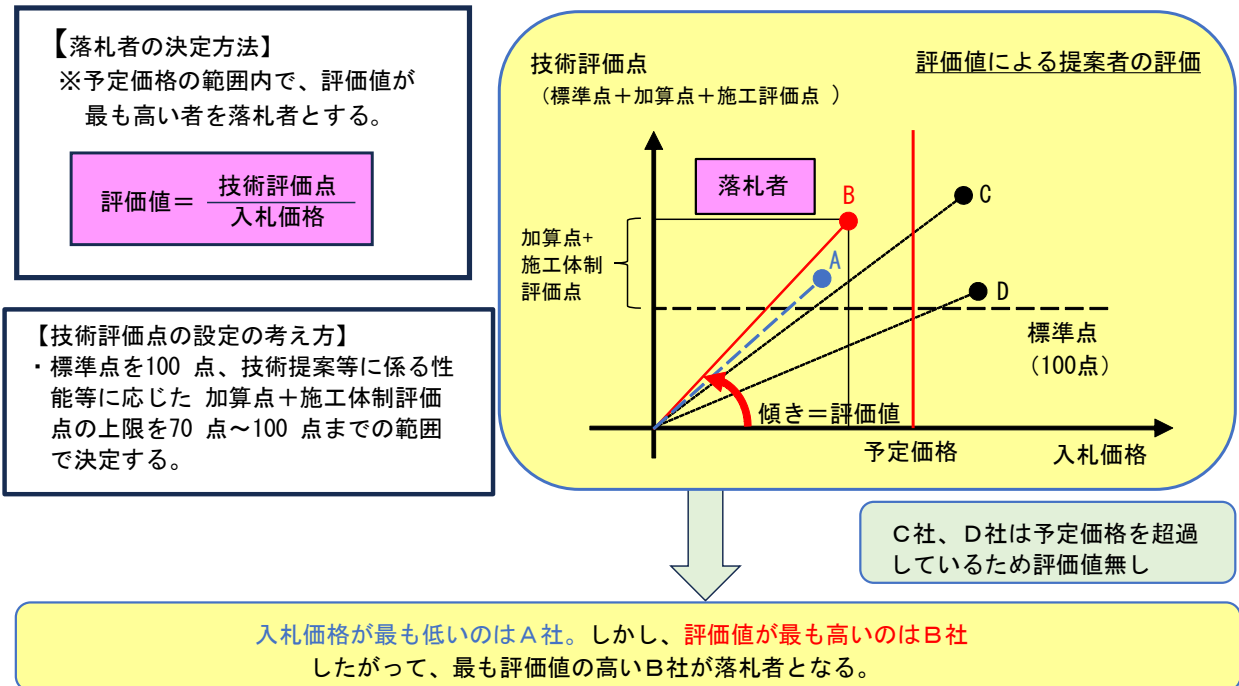
令和6年4月以降に開始する最初の事業年度または令和6年（暦年）

## 2. 落札者の決定

### 2. 1 総合評価落札方式の概要

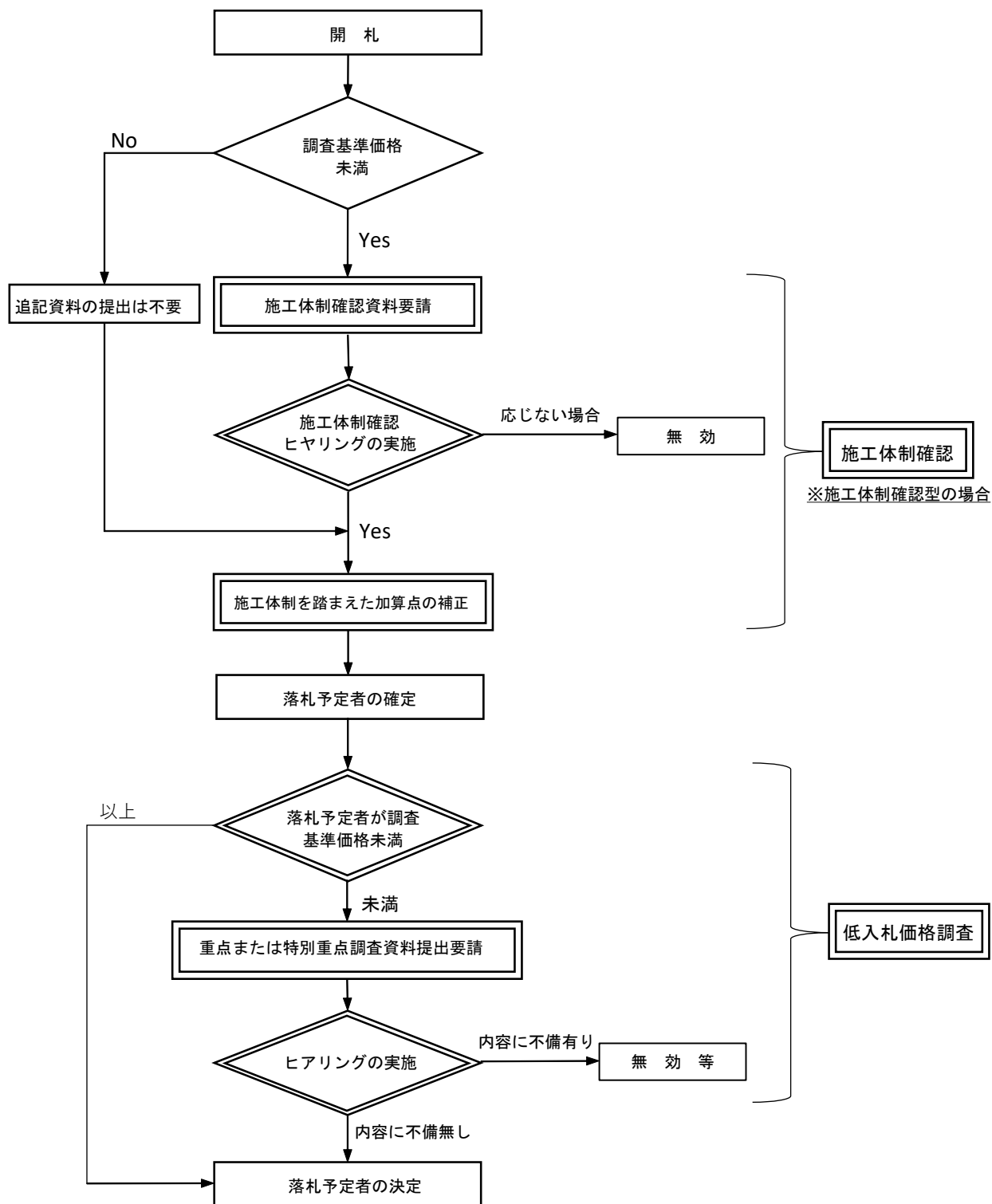
総合評価落札方式は、価格と品質を数値化した「評価値」の最も高いものを落札者とするることにより、「価格」と「品質」が総合的に優れた施工者を選定する方式である。

福島地方環境事務所における評価値は、下図のように技術評価点（標準点＋加算点の合計＋施工体制評価点）を入札価格で除することにより算出する（除算方式）。



## 2. 2 施工体制確認型を適用した場合

### 2. 2. 1 落札者決定フロー



【 図 2 - 1 落札者決定フロー 】

## 2. 2. 2 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札をし、次の要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(1) 入札価格が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

なお、予定価格は、設計図面及び設計図書に基づき算出する。

(2) 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

○評価値の算出方法（除算方式）

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$$

また、落札者を決定するにあたり、次の条件を満たさない場合は、評価値が最も高い競争参加者であっても落札者とする事はできない。

- ・ 入札価格 ≤ 予定価格
- ・ 評価値 ≥ 基準評価値

※加算点については、小数点2位以下を切り捨てて算出する。

※評価値算出のための入札価格の単位は「億円」。

## 2. 2. 3 施工体制評価点

### 【調査基準価格未満の者の場合】

(1) 施工体制確認資料提出要請

調査基準価格を下回って入札した者については、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）について、どのように施工体制を構築し、それが、施工内容の実現と確実性の向上につながるかを審査するため、追加資料（表2-1）の提出を求め、ヒアリングを実施する。

なお、追加資料の提出は、提出すべき旨の連絡をうけた日の翌日を起算日として3日以内とし、ヒアリングについては、資料提出期限の日の翌日を起算日として5日以内を実施することを基本とする。

なお、詳細については、入札説明書に記載すること。

調査基準価格を上回って入札した者についても、特別の事由からヒアリングの実施、追加資料の提出を求める場合がある。

提出を求めることとなる追加資料は、入札説明書別紙の「I 施工体制確認型総合評価落札方式について」に記載すること。

【 表 2 - 1 施工体制確認資料及び低入札価格調査における提出資料 】

使用する様式一覧

【凡例】

◎ 様式及び添付資料を提出

○ 様式のみ提出

様式番号	名称	施工体制 確認型 総合評価	低入札 価格調査
様式1	当該価格で入札した理由		◎
様式2-1	積算内訳書(兼)コスト縮減額算定調書①		◎
様式2-2	内訳書に対する明細書(兼)コスト縮減額算定調書②		◎
様式2-3	一般管理費等の内訳書		◎
様式4-1	下請予定業者等一覧表		◎
様式4-2	下請予定業者等一覧表(その2)	○	
様式5	配置予定技術者名簿	○	◎
様式6-1	手持ち工事の状況(対象工事現場付近)		◎
様式6-2	手持ち工事の状況(対象工事関連)		◎
様式7	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係	○	◎
様式8-1	手持ち資材の状況		◎
様式8-2	資材購入予定先一覧	○	◎
様式9-1	手持ち機械の状況		◎
様式9-2	機械リース元一覧	○	◎
様式10-1	労務者の確保計画	○	◎
様式10-2	工種別労務者配置計画	○	◎
様式11	建設副産物の搬出地		◎
様式12	建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書		◎
様式13	建設副産物の搬出地・運搬計画	○	
様式14-1	品質確保体制(品質管理のための人員体制)	○	◎
様式14-2	品質確保体制(品質管理計画書)	○	◎
様式14-3	品質確保体制(出来形管理計画書)	○	◎
様式15-1	安全衛生管理体制(安全衛生教育等)		◎
様式15-2	安全衛生管理体制(点検計画)		◎
様式15-3	安全衛生管理体制(仮設設置計画)		◎
様式15-4	安全衛生管理体制(交通誘導員配置計画)		◎
様式16	安全衛生管理体制(安全衛生教育、点検計画等)	○	
様式18	施工体制台帳	○	◎
様式19	過去に施工した同種の公共工事名及び発注者		◎

(2) ヒアリングの実施

ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）を必ず含め、資料の説明が可能な者を合わせて、最大で3名以内とする。複数の配置予定技術者を申請した場合には、当該工事に確実に配置できると企業が申し出た配置予定技術者1名を含めるものとする。

(3) 無効等の適用

追加資料の提出がない場合（求めている様式の一部を提出しない場合及び提出された様式の記載が明らかに不備な場合を含む。）、又はヒアリングに応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札とし、原則として当該企業の入札を無効（無効以外の不利益措置を講じない。）とする。また、追加資料を提出しない旨の申し出が書面によりあった場合は、当該企業の入札を無効とする。

(4) 施工体制評価点の評価項目及び評価基準

施工体制確認資料のヒアリング結果をもとに、表2-2の施工体制評価点の評価基準により評価する。

【 表 2 - 2 施工体制評価点 評価基準 】

評価項目	評価基準	配点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められた場合	15.0
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められた場合	5.0
	その他	0.0
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められた場合	15.0
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められた場合	5.0
	その他	0.0

【調査基準価格以上の者の場合】

工事費内訳書等により施工体制に不安のある者以外は、追加資料の提出を求めない。追加資料を求めた者には、ヒアリングを実施し、上記「2.2.3(4)」により評価する。追加資料を求めない者については、施工体制評価点30点を付与する。

## 2. 2. 4 施工体制を踏まえた加算点の補正

施工体制を踏まえた加算点の補正方法は、開札後に再計算を行うものとし、補正方法は、以下のとおりとする。

施工能力評価型の施工体制評価点は、施工体制確認資料のヒアリング結果をもとに評価された施工体制評価点とする（図2-2）。

技術提案評価型（S型）の場合は、技術提案の加算点に施工体制確認資料のヒアリング結果をもとに評価された施工体制評価点の得点割合を乗じて技術提案の加算点を補正する（図2-3）。

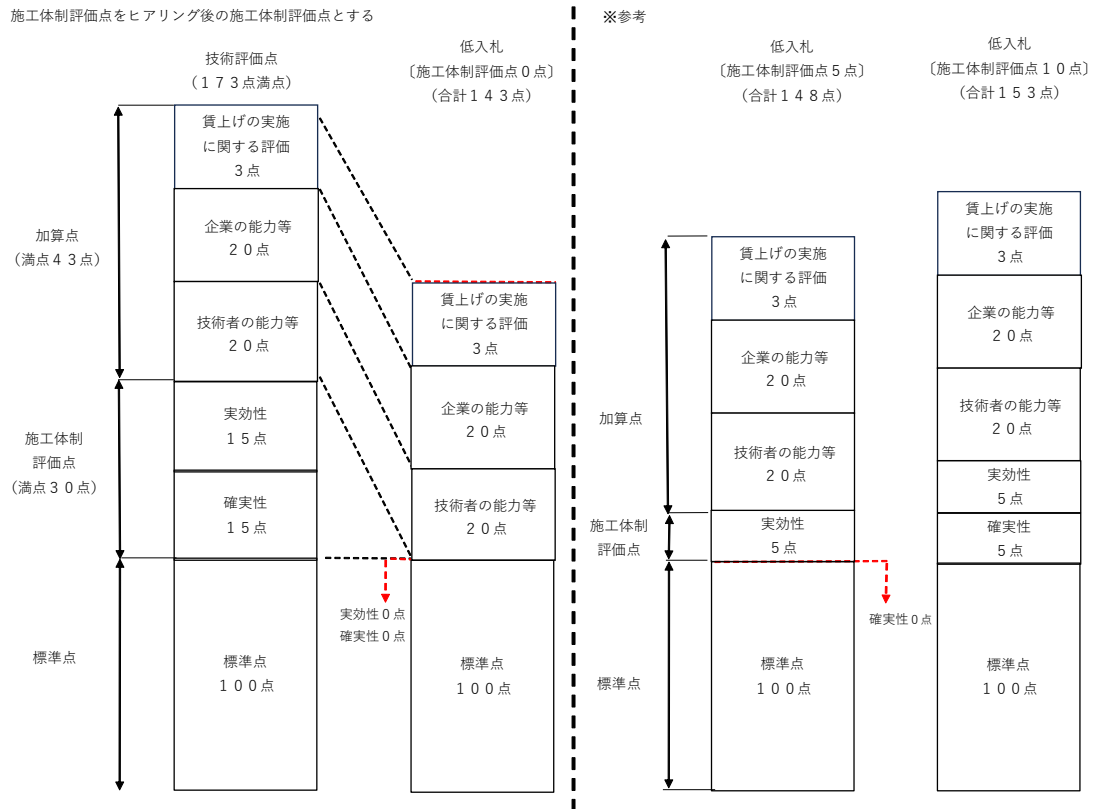
補正後の加算点 = 補正前の技術提案に係る加算点 × 施工体制評価点の割合（ $\alpha$ ）  
+ 技術提案等以外に係る加算点

$$\alpha = \frac{\text{施工体制評価点の獲得点数}}{\text{施工体制評価点の満点（30点）}}$$

※加算点については、少数点2位以下を切り捨てて算出する。

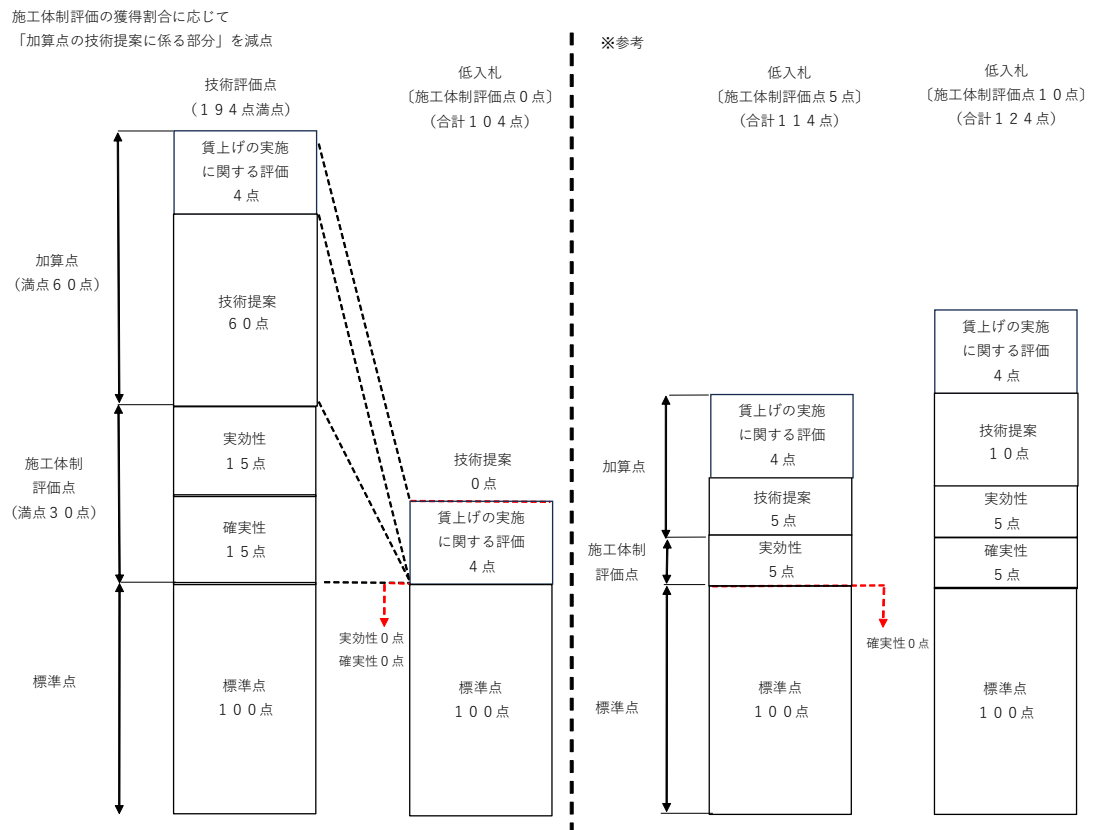
< 施工能力評価型（I型） >

【 図2-2 施工能力評価型（I型）における施工体制評価点 】



< 技術提案評価型（S型）（WTO） >

【 図2-3 技術提案評価型（S型）（WTO）における技術提案の補正 】





## 2. 3 落札予定者が調査基準価格未満の場合における対応

### 2. 3. 1 低入価格調査

- (1) 調査基準価格を下回る金額で入札した場合に、「当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて」行う調査。

調査の対象は、入札価格が、低入札調査基準価格を下回った入札者に対して行う。

- (2) 重点調査

重点調査の価格判断は、下記の式による。

低入札調査基準価格 =  $a_1 + b_1 + c_1 + d_1$  > 入札金額 → 重点調査

$a_1$  : 予定価格における直接工事費の 97%

$b_1$  : 予定価格における共通仮設費の 90%

$c_1$  : 予定価格における現場管理費の 90%

$d_1$  : 予定価格における一般管理費等の 68%

### 2. 3. 2 重点調査資料の提出

重点調査の対象となった落札予定者に対して、資料の提出を求め、調査を行う。

提出を求めることとなる資料は、表〇-1のとおりとするが、入札説明書別紙の「Ⅱ 予算決算及び会計令第86条の調査について」を参照。

### 2. 3. 3 ヒアリングの実施

重点調査においても、ヒアリングを行い、入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされるかを事情聴取する。

### 2. 3. 4 無効等の適用

資料の提出がない場合（求めている様式の一部を提出しない場合を含む。）、又はヒアリングに応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札とし、当該企業の入札を無効とする。

### 3. 技術提案書の採否の通知

#### 3. 1 技術提案の採否の通知

技術提案の採否については、競争参加資格確認通知時に併せて、技術提案の評価において実施してはならない事項（実施不可の技術提案）及び技術提案の評価結果について通知する。

実施してはならない事項（実施不可の技術提案）が通知された場合は、当該技術提案は実施（施工）しないものとして入札するものとする。

なお、入札にあたっては、技術提案書の添付は必要ないものとする。

技術提案に基づく 入札の可否	可	
	理由または 条件	I ……を確実に実施するための方策に関する事項 ○
		II ……円滑かつ適切に実施するための方策に関する事項 (a) ○ (b) ○（ただし、技術提案のうち、「○○技術」の施工は実施不可。）
	III ……方策に関する事項 ×	

- ※1. 「○」は、加算点の対象とする技術提案  
「－」は、加算点の対象としない技術提案。  
「×」は、実施することを認められない技術提案（実施不可の技術提案）。
- ※2. 「×」を通知する場合は、理由を付すること。

#### 【 図 3 - 1 技術提案の採否の通知の例 】

#### 3. 2 技術提案の採否の詳細な通知に対する問い合わせ

入札参加者は、実施してはならない事項（実施不可の技術提案）及び技術提案の評価結果の通知について、問い合わせをすることができる。

##### (1) 問い合わせの窓口

福島地方環境事務所 総務部 調整官（技術担当）

##### (2) 問い合わせの方法

###### ① 書面による説明の問い合わせ

入札参加者は、自身が通知を受けた提案について、競争参加資格確認通知の日の翌日を起算日として3日以内（土曜日、日曜日及び休日を含まない。）にメールにて問い合わせをすることができる。

なお、上記メールの送信確認の問い合わせが必要な場合は、総務部 企画課 技術審査班に対して行うことができる。

② 面談等による説明の問い合わせ

入札参加者は、落札者決定の日の翌日を起算日として3日以内（土曜日、日曜日及び休日を含まない。）にメールにて競争参加資格確認通知に記載する連絡先に対して問い合わせをすることができる。

なお、上記メールの送信確認の問い合わせが必要な場合は、総務部 企画課 技術審査班に対して行う。

(3) 問い合わせに対する説明

① 書面による説明

書面による説明の問い合わせに対しては、問い合わせのできる最終日の翌日を起算日として5日以内（土曜日、日曜日及び休日を含まない。）にメールにより、当該問い合わせをした入札参加者に対して行う。

② 面談等による説明

面談等による説明は、面談の日を通知して実施する。

(4) その他

上記の問い合わせへの説明は、入札説明書に記載されている「競争参加資格がないと認められた者等に対する理由の説明」及び「再苦情申し立て」とは別に設けるものである。

#### 4. 総合評価落札方式の評価結果に係る公表

総合評価落札方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、速やかに入札結果（予定価格、調査基準価格、入札価格、評価値を付したものを）を公表する。

なお、競争参加資格有りの通知を受けて入札に参加しない者の加算点は公表しない。

公表については、電子調達システム（GEPS）ホームページで公表する。また、福島地方環境事務所ホームページでも公表する。

#### 5. 技術提案の実施（履行）確認

発注者は、当該工事の契約後、速やかに総合評価計画書の提出を受注者に求め、受注者・発注者により確認する。発注者は実施状況等をチェックシート等により確認し、実施した結果が確認できるものを総合評価報告書にまとめ、技術提案が履行されたかどうか総合的に判断し、総合評価実施確認表に反映する。

なお、受注者の責により入札時の技術提案の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティの措置を講じる。

## 6. ペナルティの設定

### 6. 1 技術提案に関するペナルティ

受注者の責により、競争参加資格確認通知書で認められた技術提案の施工が行われな  
い場合は、以下のとおり措置を行う。

#### (1) 工事成績評定点の減点措置

最大10点を限度に、達成状況に応じて工事成績評定点を減ずるものとする。

#### (2) 違約金の徴収

技術提案の不履行に伴って技術評価点の見直しを行い、当初の技術評価点との差  
により違約金を徴収する。違約金は、当初契約金額の10%を上限に以下のとおり  
定める。

なお、この取り扱いについては、契約締結時に定め、契約書に明記するものとす  
る。

違約金の額

$$= \text{当初契約額} - \left( \text{当初契約額} \times \frac{\text{施工後の技術評価点}}{\text{当初契約時の技術評価点}} \right)$$

※1. 技術評価点とは

【 標準点 + 施工体制評価点（施工体制確認型の場合） + 加算点 】  
をいう。

※2. 円未満の端数は切り捨て。

### 6. 2 現場施工条件が変更となった場合の技術提案の確認等

当初契約締結時点で想定されなかった事象の発生によって、技術提案に基づく施工が  
できない場合は、受発注者間協議のうえ、その取り扱いについて決定する。